

第 3 号議案

定款の一部改正について

第3号議案

定款の一部改正について

一般社団法人日本木材輸出振興協会の定款を以下のとおり一部改正する。

(改正案)

- I 第2条中の「後楽1丁目7番12号」を削る。
- II 第6条第3項中「特別賛助会員は、」の次に「国及び」を加える。
- III 第12条第3項中「及び副会長」を削る。
- IV 第14条第1項中「及び副会長」を削るとともに、第5項を第6項とし、同条に第5項として次の一項を加える。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理由)

今年度改正された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に制定された農林水産物・食品輸出促進団体の認定を目指すため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適正執行を勘案した結果、改正することが適切と判断したため。

一般社団法人 日本木材輸出振興協会の定款を改正する 新旧対照表

新	旧	備考欄
第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 第6条 当法人の会員は、第3条の目的に賛同する者で、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 ア 個人会員 イ 法人会員 (2) 特別賛助会員 2 個人会員及び法人会員は、当法人が実施するすべての事業へ参加し及び情報を享受することができ、総会での議決権を有するものとする。 3 特別賛助会員は、<u>国及び</u>地方自治体を会員とし、当該会員は前項のうち、総会での議決権を有さず、第8条に定める会費を不要とする。 第12条 当法人に次の役員を置く。 (1) 理事3名以上20名以内 (2) 監事1名以上2名以内 2 理事のうち、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名を置く。 3 会長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。	第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区後楽1丁目7番12号に置く。 第6条 当法人の会員は、第3条の目的に賛同する者で、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 ア 個人会員 イ 法人会員 (2) 特別賛助会員 2 個人会員及び法人会員は、当法人が実施するすべての事業へ参加し及び情報を享受することができ、総会での議決権を有するものとする。 3 特別賛助会員は、地方自治体を会員とし、当該会員は前項のうち、総会での議決権を有さず、第8条に定める会費を不要とする。 第12条 当法人に次の役員を置く。 (1) 理事3名以上20名以内 (2) 監事1名以上2名以内 2 理事のうち、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名を置く。 3 会長及び副会長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。	(削除) (追加) (削除)

第14条 理事のうち、会長は、当法人の業務を執行し、当法人を代表する。 2 副会長は、会長を補佐する。 3 専務理事は、当法人の業務を統括する。 4 理事は、理事会を構成し、当法人の運営に関する重要事項を審議する。 5 <u>会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</u> 6 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の職務執行を監査すること (2) 財産及び会計の状況を監査すること (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること	第14条 理事のうち、会長及び副会長は、当法人の業務を執行し、当法人を代表する。 2 副会長は、会長を補佐する。 3 専務理事は、当法人の業務を統括する。 4 理事は、理事会を構成し、当法人の運営に関する重要事項を審議する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の職務執行を監査すること (2) 財産及び会計の状況を監査すること (3) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること	(削除) (追加)
---	---	-------------------------